

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年5月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500821号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2600004号

第1 結論

請求者のA社における平成30年4月27日及び平成31年4月26日の標準賞与額を13万円、令和元年6月28日の標準賞与額を14万円に訂正することが必要である。

平成30年4月27日、平成31年4月26日及び令和元年6月28日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年4月27日、平成31年4月26日及び令和元年6月28日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成30年4月
② 平成31年4月
③ 令和元年6月

A社から請求期間①、②及び③に支払われた賞与について、標準賞与額が保険給付の対象としない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与個人別一覧、賞与台帳(平成30年4月、平成31年4月及び令和元年6月)及び同社の事業主の回答により、請求者は、請求期間に同社から賞与(請求期間①及び②は13万円、請求期間③は14万円)の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(請求期間①及び②は13万円、請求期間③は14万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支払年月日については、同僚から提出された賞与明細書及び預金通帳並びに事業主の陳述から、請求期間①は平成30年4月27日、請求期間②は平成31年4月26日、請求期間③は令和元年6月28日とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成30年4月27日、平成31年4月26日及び令和元年6月28日の賞与について、

請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年4月25日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成30年4月27日、平成31年4月26日及び令和元年6月28日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。